

## 「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2010～2015年度)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

## 1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2010年度	35	26	1	9
2011年度	87	132	19	103
2012年度	105	120	1	4
2013年度	985	1,249	37	185
2014年度	1,093	1,219	121	462
2015年度	1,216	1,264	64	518

## 2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2010年度	34	34	100.0%
2011年度	87	84	96.6%
2012年度	100	95	95.0%
2013年度	978	968	99.0%
2014年度	1,056	993	94.0%
2015年度	1,107	1,088	98.3%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

## 「インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(2016年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

## 1. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について(図1)

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
2016年度	585	706	54	234
2016年4月～6月	234	214	22	29
2016年7月～9月	95	130	5	59
2016年10月～12月	185	275	18	98
2017年1月～3月	71	87	9	48
2017年度	248	475	34	271
2017年4月～6月	59	117	11	75
2017年7月～9月	73	117	11	86
2017年10月～12月	52	76	11	108
2018年1月～3月	64	165	1	2
2018年度	307	754	10	17
2018年4月～6月	95	230	4	10
2018年7月～9月	41	49	1	1
2018年10月～12月	25	26	4	4
2019年1月～3月	146	448	1	3
2019年度	110	201	5	13
2019年4月～6月	110	201	5	13
2019年7月～9月				
2019年10月～12月				
2020年1月～3月				

## 2. インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】(図2)

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
2016年度	564	523	92.7%
2016年4月～6月	221	202	91.4%
2016年7月～9月	88	81	92.0%
2016年10月～12月	185	178	96.2%
2017年1月～3月	70	62	88.6%
2017年度	239	216	90.4%
2017年4月～6月	59	52	88.1%
2017年7月～9月	72	64	88.9%
2017年10月～12月	48	42	87.5%
2018年1月～3月	60	58	96.7%
2018年度	212	204	96.2%
2018年4月～6月	84	80	95.2%
2018年7月～9月	35	34	97.1%
2018年10月～12月	21	19	90.5%
2019年1月～3月	72	71	98.6%
2019年度	8	5	62.5%
2019年4月～6月	8	5	62.5%
2019年7月～9月			
2019年10月～12月			
2020年1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行的お客さま(預金者)からの申出があり、当該口座を確認したところ、本人の意思によらずに、当該口座の預金が不正に移動された等、本人以外による預金等の不正な払戻しが発生しており、資金移動後、振込資金がすでに引出されるなど被害者に返還できない件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注 5) 2014年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。

図1: インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻し件数・金額について

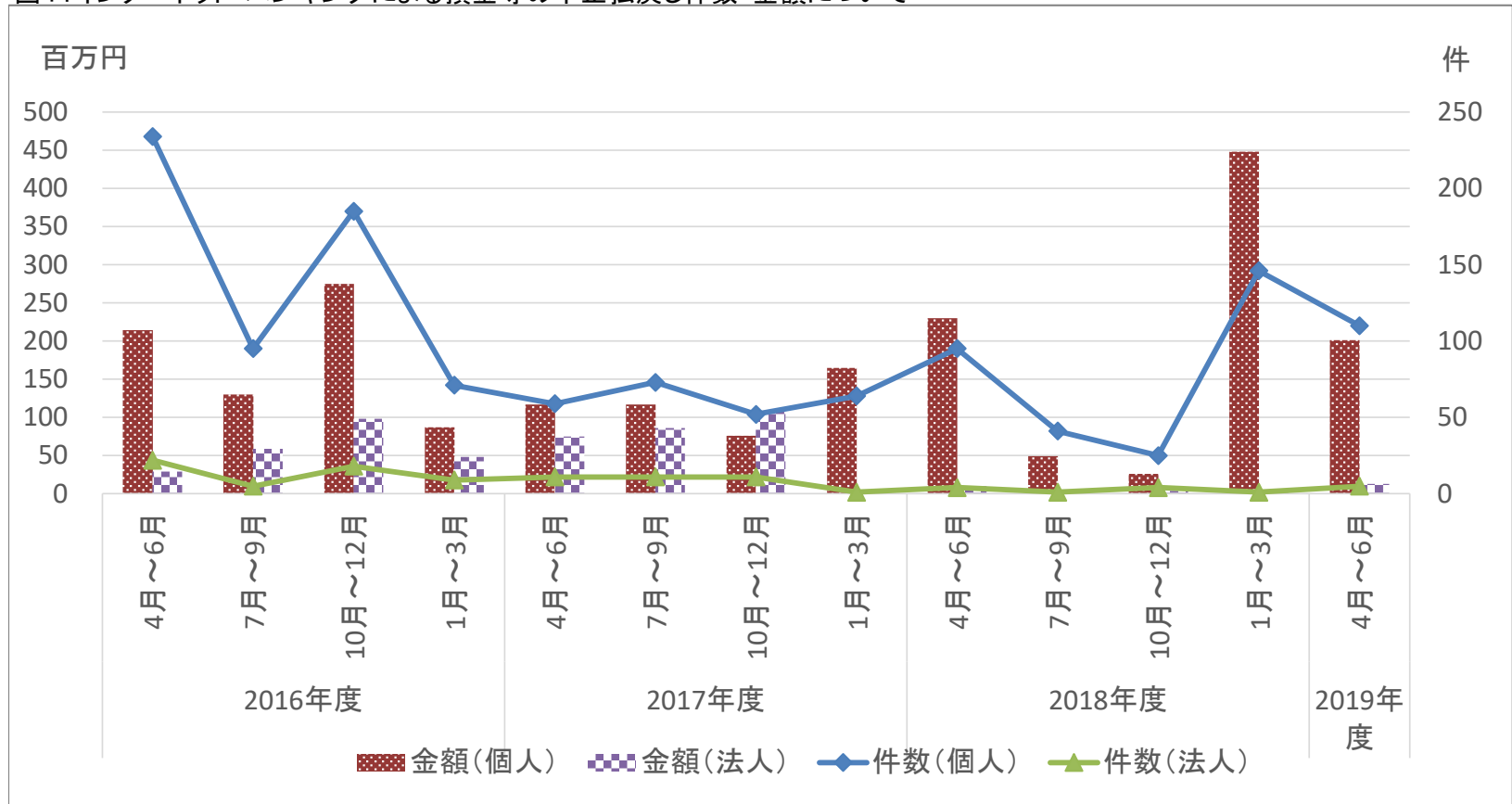
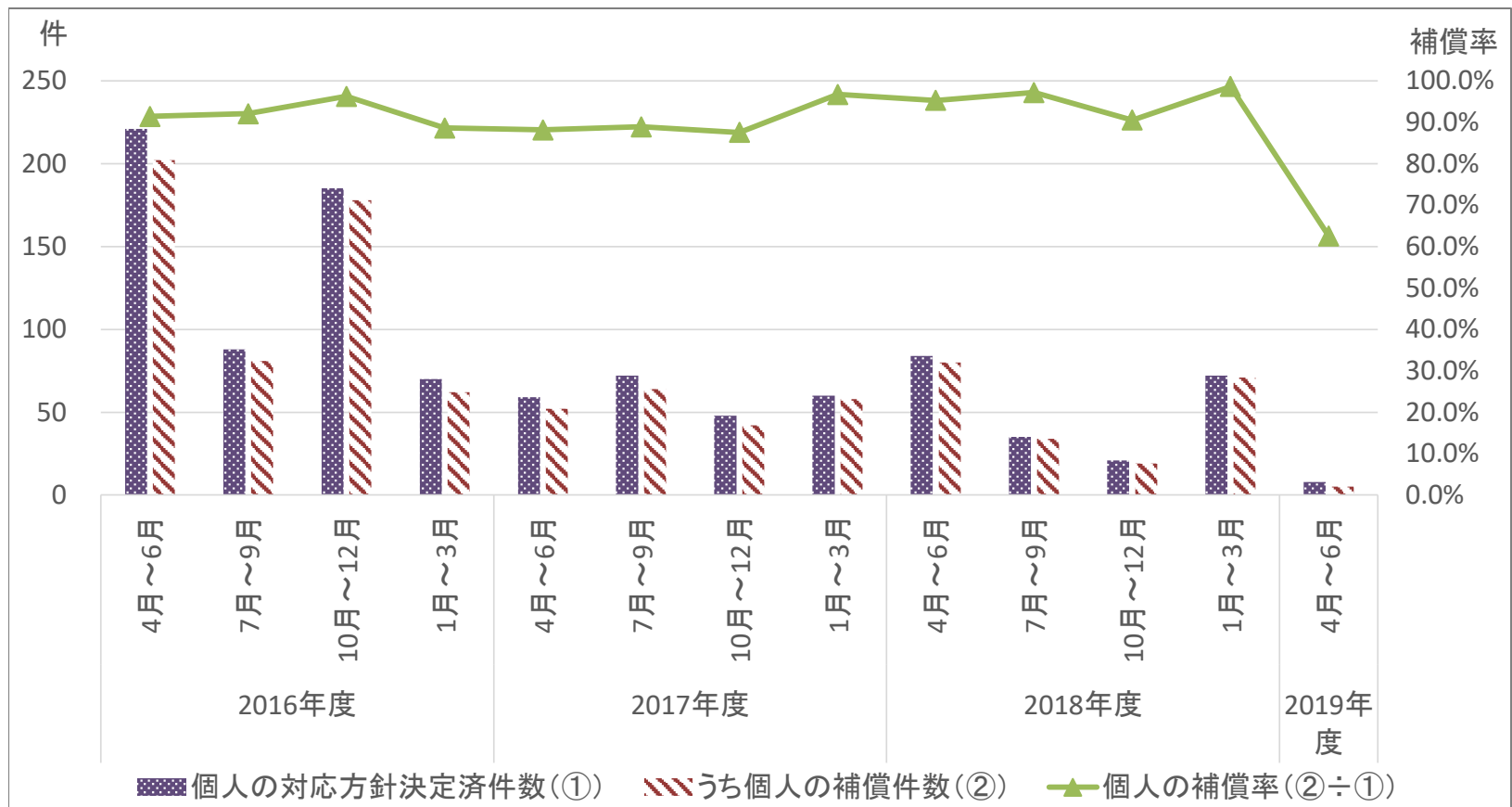


図2: インターネット・バンキングによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について(個人のみ)



以上